

公共下水道公設汚水柵設置工事(単価契約)実施要領

1. 工期

契約の日から「契約工期完了の日」又は、「指示限度額（9,500千円）に達した指示の指示工期満了の日」のいずれか早い日までとする。

2. 契約方法

- 1) 別紙「公共下水道公設汚水柵設置工事（単価契約） 工種表・単価表」の合計金額を競争入札する。
- 2) 工種表・単価表の合計金額の落札価格と各工種の構成比率の積により各工種の単価（1円未満切捨て）を決定する。

3. 契約書等

公共下水道公設汚水柵設置工事（単価契約）請負契約書にて行う。

4. 工事の着手

受注者は、請負契約締結後速やかに工事着手届（四日市市上下水道局工事執行規程の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱で規定する第20号様式）を四日市市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出すること。

5. 実施方法

- 1) 工事の指示は工事（変更）指示書（様式1）により行う。
- 2) 受注者は関係法令を遵守し、法令に基づく所要の手続きを行うこと。
- 3) 実施にあたっては別紙「実施手順書」を遵守すること。

6. 工事の完成

- 1) 受注者は、ひとつの指示工事が完成するごとに指示工事完成報告書（様式3）を遅滞なく管理者に提出すること。
- 2) 受注者は、指示工事のすべてが完成したとき、速やかに工事完成届（四日市市上下水道局工事執行規程の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱で規定する第28号様式）及び、工事实績報告書（兼請求明細書）（様式2）を管理者に提出すること。

7. 確認および検査

- 1) 監督職員は、指示工事完成報告書（様式3）が提出されたとき速やかに現場確認を行う。
- 2) 検査は、管理者が指名した職員が行う。

8. 発注規模

- 1) 限度額
 - ① 指示工事1件1現場あたりの限度額は原則として50万円未満とする。
 - ② 指示金額の合計が、指示限度額（9,500千円）に達した場合は、その後の指示は行わないものとする。

2) 請求

支払い請求は工事实績報告書（兼請求明細書）（様式2）に基づき行うものとする。

9. 未契約単価

1) 未契約単価は、発注者により三重県県土整備部積算基準等により決定した単価（経費込み）に請負比率を乗じた金額（1円未満は切り捨て）とし、協議を行うものとする。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

実施手順書

この手順書は、公共下水道公設汚水柵設置工事（単価契約）に適用し、受注者は下記の事項に充分配慮して施工しなければならない。

1. 着手前手順

- 1) 受注者は、工事（変更）指示書（様式1）の受信を希望するFAX番号と緊急時に連絡可能な電話番号を監督職員に報告する。
- 2) 受注者は、現場代理人以外の連絡要員を置く場合は、緊急時に連絡要員に連絡可能な電話番号を監督職員に報告する。

2. 現地手順

- 1) 受注者は、工事（変更）指示書（様式1）を受領した後、速やかに現地確認を行い工事（変更）指示内容確認報告書（様式4）を監督職員に提出する。なお、現地と工事（変更）指示書（様式1）が符号しない場合は、監督職員へ報告し協議する。
- 2) 受注者は、工事着手にあたって必要に応じ通行止め等の許可取得、周辺住民への周知等を行う。
- 3) 受注者は、現地の状況により作業できない場合、又は事故や災害が予想される場合は、監督職員に報告し指示を受ける。

3. 品質管理、出来形管理等

- 1) 受注者は、工事完成後出来形を測定し、必要に応じて展開図等成果が確認できる資料を作成する。検収数量は別表単価表の検収単位のとおりとし、検収単位の直近下位を四捨五入する。ただし、工事（変更）指示書（様式1）による1回当たりの数量が検収単位に満たないときは検収単位に切り上げる。
- 2) 受注者は、次の写真を提出すること。
 - ① 指示現場ごとに同一方向から撮影した着手前と完成後が確認できるもの。
 - ② 工事の施工内容や途中経過が確認できるもの。
- 3) 受注者は、監督職員が求めた場合は、状況写真を添付した作業日報を提出する。

4. 完成報告

- 1) 受注者は、工事完成後に指示工事完成報告書（様式3）に工事写真を添付し提出する。

5. 確認および検査

- 1) 監督職員は、指示工事完成報告書（様式3）と工事（変更）指示書（様式1）の工種及び数量に相違がある場合は、指示工事完成報告書（様式3）に基づいて現地確認を行う。

2) 検査職員は、工事实績報告書（兼請求明細書）（様式2）の提出後、速やかに指示工事完成報告書（様式3）、工事写真、作業日報等を用い検査を行う。

公共下水道公設汚水柵設置工事(単価契約)中部(26-1)

(工種表・単価表)

平成26年度

種別	項目	工種番号	工種	単位	構成比	単価	検収単位	摘要
		—	合計額	—	1.00000			
汚水柵設置工	汚水柵設置工	1	Φ100 横断延長(～2m)	箇所	0.00671		1	購入土(RC-40)
		2	Φ100 横断延長(2m～3m)	箇所	0.00772		1	購入土(RC-40)
		3	Φ100 横断延長(3m～4m)	箇所	0.00916		1	購入土(RC-40)
		4	Φ100 横断延長(4m～5m)	箇所	0.01017		1	購入土(RC-40)
		5	Φ100 横断延長(5m～6m)	箇所	0.01160		1	購入土(RC-40)
		6	Φ100 横断延長(6m～7m)	箇所	0.01261		1	購入土(RC-40)
		7	Φ100 横断延長(7m～8m)	箇所	0.01363		1	購入土(RC-40)
		8	Φ100 横断延長(8m～9m)	箇所	0.01464		1	購入土(RC-40)
		9	Φ100 横断延長(9m～10m)	箇所	0.01566		1	購入土(RC-40)
		10	Φ100 横断延長(～2m)	箇所	0.00695		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		11	Φ100 横断延長(2m～3m)	箇所	0.00796		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		12	Φ100 横断延長(3m～4m)	箇所	0.00944		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		13	Φ100 横断延長(4m～5m)	箇所	0.01045		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		14	Φ100 横断延長(5m～6m)	箇所	0.01192		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		15	Φ100 横断延長(6m～7m)	箇所	0.01294		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		16	Φ100 横断延長(7m～8m)	箇所	0.01395		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		17	Φ100 横断延長(8m～9m)	箇所	0.01497		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		18	Φ100 横断延長(9m～10m)	箇所	0.01598		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		19	Φ150 横断延長(～2m)	箇所	0.00794		1	購入土(RC-40)
		20	Φ150 横断延長(2m～3m)	箇所	0.00918		1	購入土(RC-40)
		21	Φ150 横断延長(3m～4m)	箇所	0.01105		1	購入土(RC-40)
		22	Φ150 横断延長(4m～5m)	箇所	0.01229		1	購入土(RC-40)
		23	Φ150 横断延長(5m～6m)	箇所	0.01417		1	購入土(RC-40)
		24	Φ150 横断延長(6m～7m)	箇所	0.01542		1	購入土(RC-40)
		25	Φ150 横断延長(7m～8m)	箇所	0.01667		1	購入土(RC-40)
		26	Φ150 横断延長(8m～9m)	箇所	0.01791		1	購入土(RC-40)
		27	Φ150 横断延長(9m～10m)	箇所	0.01916		1	購入土(RC-40)
		28	Φ150 横断延長(～2m)	箇所	0.00829		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		29	Φ150 横断延長(2m～3m)	箇所	0.00953		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		30	Φ150 横断延長(3m～4m)	箇所	0.01146		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		31	Φ150 横断延長(4m～5m)	箇所	0.01270		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		32	Φ150 横断延長(5m～6m)	箇所	0.01465		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		33	Φ150 横断延長(6m～7m)	箇所	0.01589		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		34	Φ150 横断延長(7m～8m)	箇所	0.01714		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		35	Φ150 横断延長(8m～9m)	箇所	0.01838		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型

単価は、消費税抜き

公共下水道公設汚水柵設置工事(単価契約)中部(26-1)

(工種表・単価表)

平成26年度

種別	項目	工種番号	工種	単位	構成比	単価	検収単位	摘要
		36	Φ150 横断延長(9m~10m)	箇所	0.01963		1	購入土(RC-40) 本管種がHP管・陶管または組立人孔接続型
		37	ます蓋(鉄蓋)設置工 T-8	箇所	0.00730		1	
		38	ます蓋(鉄蓋)設置工 T-14	箇所	0.00817		1	
		39	ます蓋(鉄蓋)設置工 T-25	箇所	0.00837		1	
		40	本管土工(~1.0m)	箇所	0.00286		1	購入土(RC-40)
		41	本管土工(1.0m~2.0m)	箇所	0.00402		1	購入土(RC-40)
		42	本管土工(2.0m~3.0m)	箇所	0.00594		1	購入土(RC-40)
		43	本管土工(3.0m~4.0m)	箇所	0.00810		1	購入土(RC-40)
		44	本管布設工150(~1.0m)	m	0.00240		1	購入土(RC-40)
		45	本管布設工150(1.0m~2.0m)	m	0.00585		1	購入土(RC-40)
		46	本管布設工150(2.0m~3.0m)	m	0.00852		1	購入土(RC-40)
		47	小型人孔設置工 T-8 深さ2m以下	箇所	0.02162		1	管径150、200共通
		48	小型人孔設置工 T-14 深さ2m以下	箇所	0.02194		1	管径150、200共通
		49	小型人孔設置工 T-25 深さ2m以下	箇所	0.02244		1	管径150、200共通
		50	小型人孔設置工 T-8 深さ3.5m以下	箇所	0.02258		1	管径150、200共通
		51	小型人孔設置工 T-14 深さ3.5m以下	箇所	0.02290		1	管径150、200共通
		52	小型人孔設置工 T-25 深さ3.5m以下	箇所	0.02340		1	管径150、200共通
		53	副管工(Eタイプ)150 落差1.0m未満	箇所	0.00762		1	
		54	副管工(Eタイプ)150 落差1.5m未満	箇所	0.00875		1	
		55	副管工(Eタイプ)150 落差2.0m未満	箇所	0.00920		1	
		56	副管工(Eタイプ)150 落差2.5m未満	箇所	0.01019		1	
		57	副管工(Eタイプ)150 落差3.0m未満	箇所	0.01050		1	
		58	既設インバート工 楕円人孔	箇所	0.00022		1	
		59	既設インバート工 1号人孔	箇所	0.00038		1	
		60	既設インバート工 2号人孔	箇所	0.00055		1	
		61	既設人孔削孔工 100 楕円人孔	箇所	0.00086		1	
		62	既設人孔削孔工 100 1号人孔	箇所	0.00088		1	
		63	既設人孔削孔工 100 2号人孔	箇所	0.00115		1	
		64	既設人孔削孔工 150 楕円人孔	箇所	0.00086		1	
		65	既設人孔削孔工 150 1号人孔	箇所	0.00088		1	
		66	既設人孔削孔工 150 2号人孔	箇所	0.00115		1	
		67	可とう継手設置工 拡張型	箇所	0.00188		1	φ150
		68	可とう継手設置工 貼付型	箇所	0.00180		1	φ150
		69	可とう継手用削孔工 150 楕円人孔	箇所	0.00099		1	
		70	可とう継手用削孔工 150 1号人孔	箇所	0.00103		1	
仮設工	土留工	71	土留工(掘削深~1.3m以下) 矢板・支保工 1.5m、1段	箇所	0.00388		1	

単価は、消費税抜き

公共下水道公設汚水柵設置工事(単価契約)中部(26-1)

(工種表・単価表)

平成26年度

種別	項目	工種番号	工種	単位	構成比	単価	検収単位	摘要
		72	土留工(掘削深1.3~1.5m以下) 矢板・支保工 2.0m、1段	箇所	0.00405		1	
		73	土留工(掘削深1.5~1.8m以下) 矢板・支保工 2.0m、1段	箇所	0.00418		1	
		74	土留工(掘削深1.8~2.0m以下) 矢板・支保工 2.5m、1段	箇所	0.00434		1	
		75	土留工(掘削深2.0~2.3m以下) 矢板・支保工 2.5m、2段	箇所	0.00619		1	
		76	土留工(掘削深2.3~2.5m以下) 矢板・支保工 3.0m、2段	箇所	0.00635		1	
		77	土留工(掘削深2.5~2.8m以下) 矢板・支保工 3.0m、2段	箇所	0.00656		1	
		78	土留工(掘削深2.8~3.0m以下) 矢板・支保工 3.5m、2段	箇所	0.00675		1	
		79	土留工(掘削深3.0~3.3m以下) 矢板・支保工 3.5m、2段	箇所	0.00697		1	
		80	土留工(掘削深3.3~3.5m以下) 矢板・支保工 4.0m、2段	箇所	0.00713		1	
		81	土留工(掘削深 3.8m以下) 矢板・支保工 4.0m、3段	箇所	0.00905		1	
	水替工	82	水替工(2インチ)	箇所	0.00191		1	
		83	水替工(4インチ)	箇所	0.01150		1	
		84	締切排水工	箇所	0.01804		1	
		85	ウエルポイント設置・撤去工	本	0.00172		1	
		86	ウエルポイントポンプ設置・撤去工	組	0.02305		1	
		87	ウエルポイントポンプ運転管理工	日	0.00584		1	
		88	ウエルポイントポンプ損料(日当り)	日	0.00087		1	
		89	ウエルポイントポンプ損料(現場当り)	現場	0.07920		1	
		90	ウエルポイント損料(日当り)	本・日	0.00001		1	
		91	ウエルポイント損料(現場当り)	本	0.00059		1	
		92	ヘッダーライン損料	m	0.00030		1	
		93	ジェット損料(現場当り)	現場	0.02754		1	
舗装復旧工	舗装復旧工	94	舗装切断工(AS)	m	0.00011		1	
		95	舗装切断工(CON)	m	0.00024		1	
		96	不陸修正工・補足材なし	m ²	0.00009		1	
		97	不陸修正工(2m ³ /100m ²)・RC-40	m ²	0.00010		1	
		98	不陸修正工(2m ³ /100m ²)・M-30	m ²	0.00011		1	
		99	アスファルト撤去工	m ²	0.00034		1	t=3cm 処分費・運搬費含む
		100	アスファルト撤去工	m ²	0.00039		1	t=5cm 処分費・運搬費含む
		101	アスファルト撤去工	m ²	0.00050		1	t=10cm 処分費・運搬費含む
		102	路盤工(RC-40)	m ²	0.00010		1	t=7.5cm超12.5cm以下
		103	路盤工(RC-40)	m ²	0.00013		1	t=12.5cm超17.5cm以下
		104	路盤工(M-30)	m ²	0.00015		1	t=7.5cm超12.5cm以下
		105	路盤工(M-30)	m ²	0.00018		1	t=12.5cm超15.0cm以下
		106	As復旧工(車道1層)	m ²	0.00039		1	t=5cm 再生密粒度As(13)
		107	As復旧工(車道2層)県道①	m ²	0.00075		1	t=10cm 再生密粒度As(20)、再生粗粒度As(20)

単価は、消費税抜き

公共下水道公設汚水柵設置工事(単価契約)中部(26-1)

(工種表・単価表)

平成26年度

種別	項目	工種番号	工種	単位	構成比	単価	検収単位	摘要
		108	As復旧工(車道2層)県道②	m ²	0.00096		1	t=10cm 密粒度As改質Ⅱ型(20)、粗粒度As改質Ⅱ型(20)
		109	As復旧工(歩道)	m ²	0.00040		1	t=3cm 開粒
		110	As復旧工(歩道)	m ²	0.00040		1	t=5cm 再生密粒度As(13)
		111	CON復旧工	m ³	0.00502		0.1	
		112	コンクリート取壊し 無筋構造物	m ³	0.00928		0.1	運搬・処分含む
		113	コンクリート取壊し 鉄筋構造物	m ³	0.01384		0.1	運搬・処分含む
		114	仮舗装工	m ²	0.00035		1	t=3cm 再生密粒度As(13)
		115	仮舗装工	m ²	0.00046		1	t=5cm 再生密粒度As(13)
		116	フィルター層敷設工	m ²	0.00017		1	t=5cm
付帯工	付帯工	117	成形目地工	m	0.00016		1	W=40mm
		118	区画線工	現場	0.00871		1	50m未満
		119	交通誘導員(A)	人	0.00329		1	
		120	交通誘導員(B)	人	0.00284		1	
		121	立会い費	回	0.00130		1	

単価は、消費税抜き

工事仕様書

(四日市市上下水道局 下水建設課)

(優先順位)

第1 本工事の施工にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

1. 質問回答書
2. 契約図書
3. 三重県公共工事共通仕様書

(共通仕様書)

第2 本工事の施工にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」(<http://www.pref.mie.jp/JIGYOS/HP/>) (以上四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧)を準用する。

2. (イ) 産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分場及び再生資源の促進に関する法律に基づく再資源化施設」に搬入すること。
 - (ロ) 産業廃棄物処理業者名簿は、三重県四日市庁舎四日市農林商工環境事務所に縦覧する。(三重県のホームページでも縦覧可能)
 - (ハ) 産業廃棄物管理表(マニフェスト)確認票(指定様式)を提出し、監督員にマニフェスト(A票及びD票もしくはE票)の確認を得ること。なおこの際には所定の様式で集計を行うこと。
 - (ニ) 建設副産物の処理を委託した場合は、委託契約書の写しを提出すること。
 - (ホ) 建設発生土を搬出する場合は、施工計画書に処分地(位置図)を明記すること。なお、処分地が私有地の場合は、土地所有者から建設発生土受入承諾書を事前に得るものとし、その写しを提出するものとする。
3. 工事の施工について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第18条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、請負工事一部下請負届の提出にあたっては、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図及び下請負業者(下請負代金の総額が3,000万円以上になるときは再下請負者も含む)との契約書(写し)を添付すること。
4. 道路交通障害を生じる場合は受注者にて、所轄警察署で道路交通法第77条による「道路の使用の許可」の手続きを行うこと。また、緊急車輛等の通行に支障を来たす場合は、関係各機関(消防署等)に連絡し必要な手続きを行うこと。
5. 資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。
6. 石綿管の処理を伴う場合について
- (イ) 「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」厚生労働省健康局水道課(平成17年8月)に従って、関係法令を遵守の上、適切に処理すること。
 - (ロ) 石綿作業主任者(石綿作業主任者技能講習修了者)を選任すること。
なお、平成18年3月末までに特定化学物質等作業主任者技能講習を取得済みの場合は従来どおり作業主任者になることができるものとする。
 - (ハ) 石綿障害予防規則に基づき、撤去等の作業における保護具の装着、石綿管分析試験等を行う場合、それらに要した費用について監督員と協議の上、設計変更の対象とする。
7. 汚水管を布設する工事

- (イ) 公設汚水柵設置申請書及び受益者申告書の回収にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。
- (ロ) 公設汚水柵設置申請書をもとに施工すること。
- (ハ) 汚水本管には、汚水管理設テープ（茶色）を設置すること。また汚水柵の宅内取付管のキャップ止箇所には接続時注意喚起テープ（黄色）を設置すること。

8. 人孔鉄蓋（Φ600）について

四日市型を使用すること。仕様については四日市市HP（ホーム≫組織と仕事≫上下水道局≫下水建設課≫業務概要≫下水建設課の業務について≫人孔鉄蓋の仕様変更について）を参照のこと。また下水建設課で縦覧可能。

HPアドレス：

<http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu1295.html>

9. 国家資格を有しないものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、現場代理人・技術者選任（変更）通知書に経歴書を添付すること。
- 国家資格を有するものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、監督員が提出を求めない限り経歴書の添付を省略するものとする。ただし、受注者からの提出を妨げるものではない。

第3 工事現場の管理

関係諸法規を遵守し、労働者・その他出入者の監督・風紀衛生の取締りならびに火災盗難・その他の事故防止に十分注意しなければならない。

既設物（埋設物等）に近接する作業については、予め位置の確認を行った後これらに支障を与えぬよう細心の注意をもって行うこと。なお、緊急時の措置方法については各所有者（管理者）の指示が優先することがある。

また、降雨等天災に対し受注者は現地の状況をよく把握しこれに対処できる諸設備の構造・配置を図ると共に、常に予報等に注意を払い昼夜にかかわらず本工事の施設ならびに本工事に起因する第三者への支障を与えないよう人員・資材等を準備し対処しなければならない。

第4 観測・測定・工事記録

- (イ) 工事の着手に先立ち下記の項目について測定し、測定記録を監督員に提出すること。
 - ①道路中心線 ②境界標 ③引照点
- (ロ) 下記の項目について観測・測定・工事記録を詳細にとり、監督員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。
 - ①工事中の土留材の変状 ②地質
- (ハ) **【既設舗装厚の測定】**

既設舗装の取壊しに際しては、概ね40m毎に側点を設け、その側点毎に既設舗装厚さを測定するとともに写真撮影すること。

また、その側点記録等を監督員に提出すること。

なお、上記事項を実施しない場合、その件に関する設計変更は発注者においておこない、受注者はこれに従わなければならない。

第5 環境調査

工事の着手に先立ち施工箇所における道路・水路構造物の現況ならびに施工沿線の家屋等の外観の写真撮影を行うこと。なお、監督員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。

なお、これに要する費用は一切受注者の負担とする。

第6 騒音・振動

本工事に際し発生する騒音・振動について極力小さくなるよう機種を選定、使用方法について十分考慮すること。

第7 品質管理

基準数量以下の品質管理等については、監督員の指示によるものとする。

第8 産業廃棄物税

本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度分の課税対象となった場合には、翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

第9 請負金額500万円以上の工事

(イ) 建設業退職共済（建退共）制度の掛金収納書の写しを監督職員に提出すること。

（四日市市調達契約課HP四日市市 入札制度の概要について（工事）を参照のこと。

（<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/nyuusatsu-info/k-nyuusatuseido.htm>）

なお、掛け金について、土木工事は請負金額の0.8/1000、その他工事は上記ホームページを参照のこと。

(ロ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に伴う契約事務処理について、コンクリート・アスファルト等の解体工事に要する費用を請負契約書の別添書式「解体工事に要する費用等」に記入し、監督職員に記入事項の確認を得て四日市市上下水道局総務課にて契約を締結すること。

第10 使用機械

三重県共通仕様書第1編1-1-3 2使用機械1. 建設機械の選定、及び1-1-3 7環境対策2. 排出ガス対策型建設機械に基づき、工事の施工において排出ガス対策型建設機械を使用し、「指定ラベル」が確認できる工事写真を監督職員に提出すること。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りでない。

第11 暴力団等不当介入に関する事項

契約の解除、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置は、次のとおりとする。

2 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規程により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

3 暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

(1) 断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

4 上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

第12 下水道工事標準図

汚水管布設工事については、標準図を制定しており設計図書となるため、これに基づき施工すること。

平成25年11月からの標準図を適用する。

詳細については、四日市市HPを参照のこと。また下水建設課で縦覧可能。（ホーム≫組織と仕事≫上下水道局≫下水建設課≫業務概要≫下水建設課の業務について≫下水工事(標準図)）

HPアドレス：<http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu1295.html>）

第13 特記事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり個人情報の提供を受けた場合においては、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

（特記仕様書）

第14 他別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

制定 平成19年12月10日

改定 平成20年 4月 1日

改定 平成21年 4月 1日

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、工事を施工するに当たり、四日市市から提供された個人情報（工事の施工のために乙が収集する個人情報を含む。以下「当該個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、当該個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又

は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出し
てはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持
ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセ
スできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、
漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、資料等を当該工事終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。た
だし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により
行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の
破砕

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契
約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、
乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情があっ
たときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあること
を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約
の解除及び損害賠償の請求をすることができる。